

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会設置要綱

青森県教育庁下北教育事務所

(設置及び目的)

第1条 下北管内の小・中学校の教頭の業務について意見交換・協議を行い、もって、教頭の働き方改革を推進するとともに、学校全体の働き方改革の推進に資することを目的として、下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会（以下「推進協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 教頭の業務の効率化に関すること。
- (2) 教頭の業務の縮減に関すること。
- (3) 各校の教育課程編成における効率化の視点に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の働き方改革の推進に対し必要があると認める事項。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員18人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 下北管内市町村教育委員会担当者各1名
- (2) 下北小学校長会から1名
- (3) 下北地方中学校長会から1名
- (4) 下北小中学校教頭会の小学校所属会員と中学校所属会員から各2名
- (5) 下北学校事務研究会から1名
- (6) 下北教育事務所から、所長、次長、総務課長、教育課長、及び主任指導主事
- (7) その他下北教育事務所長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 下北教育事務所は、特別の事由があるときは、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。

(役員)

第6条 推進協議会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進協議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は下北教育事務所次長が務める。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、下北教育事務所長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、又は委員以外の者に意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、下北教育事務所総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、下北教育事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。